附　則

1　この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　改正後の警察庁旅費取扱規則の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第三十三号

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年通商産業省令第四号）第一条の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十八年経済産業省告示第二百二十二号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月八日

厚生労働省
通商産業省
運輸省
経済産業大臣　世耕　弘成

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく二以上の試験方法であって重要な部分において異ならないものとして経済産業大臣が定める区分は、別表の試験方法の区分の欄（イ）ごとに、それぞれ、同表の日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に規定する試験方法の欄（ロ）に掲げる試験方法とする。

別表

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
レディーミクストコンクリート試験	ＪＩＳ　Ａ１１０１
	ＪＩＳ　Ａ１１１６
	ＪＩＳ　Ａ１１２８
	ＪＩＳ　Ａ１１５０
骨材試験	ＪＩＳ　Ａ１１０２
	ＪＩＳ　Ａ１１０３
	ＪＩＳ　Ａ１１０４
	ＪＩＳ　Ａ１１０５
	ＪＩＳ　Ａ１１０９
	ＪＩＳ　Ａ１１１０
	ＪＩＳ　Ａ１１２１
	ＪＩＳ　Ａ１１２２
	ＪＩＳ　Ａ１１３４
	ＪＩＳ　Ａ１１３５
	ＪＩＳ　Ａ１１３７
	ＪＩＳ　Ａ１１４５
	ＪＩＳ　Ａ１１４６
	ＪＩＳ　Ａ１２０５
	ＪＩＳ　Ａ１８０４
	ＪＩＳ　Ａ５０１１―２
	ＪＩＳ　Ａ５０１１―３
コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	ＪＩＳ　Ａ１１０６
	ＪＩＳ　Ａ１１０８
	ＪＩＳ　Ａ１１４９
	ＪＩＳ　Ａ５００３
	ＪＩＳ　Ａ５００６
	ＪＩＳ　Ａ５４０６
	ＪＩＳ　Ｒ５２０１
コンクリート用化学混和剤試験	ＪＩＳ　Ａ１１２３
	ＪＩＳ　Ａ１１４７
	ＪＩＳ　Ａ１１４８
	ＪＩＳ　Ａ６２０４
形状・寸法・質量・密度試験	ＪＩＳ　Ａ１１２９―１
	ＪＩＳ　Ａ１１２９―２
	ＪＩＳ　Ａ１１２９―３
	ＪＩＳ　Ａ１１５２
	ＪＩＳ　Ａ１５０９―２
	ＪＩＳ　Ａ５２０８
	ＪＩＳ　Ａ５４０２
	ＪＩＳ　Ａ５４０６
	ＪＩＳ　Ａ５４２２
	ＪＩＳ　Ａ５４２３
	ＪＩＳ　Ａ５４４１
	ＪＩＳ　Ａ６５１１
	ＪＩＳ　Ａ６５１４
	ＪＩＳ　Ａ６５１７
	ＪＩＳ　Ａ６５１９
セメント・混和剤（材）試験	ＪＩＳ　Ａ６２０１
	ＪＩＳ　Ａ６２０６
	ＪＩＳ　Ｒ５２０１
	ＪＩＳ　Ｒ５２０３
石灰・セメント・ガラス化学分析試験	ＪＩＳ　Ａ１１５４
	ＪＩＳ　Ａ５００２
	ＪＩＳ　Ｒ５２０２
	ＪＩＳ　Ｒ５２０４
セメント混和用ポリマーディスパージョン・再乳化形粉末樹脂試験	ＪＩＳ　Ａ１１７１